

## 第2章 特区構想の各施策とその工程表

### I. 目前にある困難な課題に対する短期集中的な対策

#### <1.野宿生活者、高齢日雇い労働者、生活保護受給者の自立・就労支援>

(1-1)特掃事業のメニュー拡大・事業委託先の拡大 (①現状の清掃事業だけではなく、不法投棄の見回り、ゴミの分別回収・リサイクル、通学路の見守り、学校の警備、高齢単身者の生活保護受給者の見守り等にメニューを拡大。②特掃の対象年齢引き下げも検討する。③高齢の生活保護受給者の就労としても活用する。④西成区・大阪市関連の外部委託業務や職員が担当している超過勤務を伴う業務で、西成区での雇用に役立つ団体に委託できるものをリストアップする。⑤事業の委託先は内容によって、公募コンペ方式も導入する)

→H24年度内に検討を行い、H25年度から実施。

(1-2)自立支援プログラムを活用した高齢単身生活保護受給者の居場所づくり事業 (高齢単身の生活保護受給者に対して、日常生活自立、社会生活自立を支援する名目で、釧路型のボランティアや中間就労等の自立支援プログラムを用意し、居場所づくりを主な目的とした社会貢献、芸術、環境美化等の活動を行う。国のセーフティーネット対策補助金等を原資に、プロポーザル型の公募で、民間事業者へ委託。(1-4)未利用地を活用したコミュニティ菜園も活用する)。

→H24年度内に検討を行い、国の補助金を申請、H25年度から段階的に実施。

(1-3)ソーシャル・ビジネスを活用した野宿生活者・高齢日雇い労働者・生活保護受給者の就労拡大 (①農業、飲食店、食料加工・宅配、建設、修理・リサイクル等のソーシャル・ビジネス、ソーシャル・ファームに対して、野宿生活者・生活保護受給者を一定割合、短時間でも雇用することを条件に、土地建物の提供や一定期間の運営費補助金等の支援を行う(未利用地の活用も含まれる)。既に若者向けの事業は存在するが、野宿生活者・生活保護受給者向けにそれを拡大することがポイント。②ただし、野宿生活者・高齢日雇い労働者・生活保護受給者について、誰がどの程度の職業能力・技能があり、どのような個性、生活習慣を持っているのか等は、ソーシャル・ビジネスを行う側に情報が分からないため、「情報・人材管理及び紹介事業」を設立したり、人材派遣事業を設立することが考えられる。どちらにせよ、一定の補助金や土地建物を提供し、民間事業者を

公募する。③このソーシャル・ビジネスの活用は、西成区の若者・壮年の生活保護受給者、困窮者向けの事業として活用するだけでなく、高齢や障害の生活保護受給者も対象とする。④厚生労働省が現在進めている生活支援戦略において、一定の国の補助金制度が創設される可能性があるため、その動向を注視する必要がある。⑤西成特区独自のソーシャル・ビジネス支援策をまとめるため、まずは専門家による検討会を設け、具体策を検討してから段階的に実施する)。

→**H25年度内に国の生活支援戦略の動向も踏まえながら、専門家・有識者による検討会を設置して制度設計を行い、H26年度から段階的に実施。**

(1-4) 未利用地を活用したコミュニティ菜園の提供 (①あいりん地域周辺にある空き地・未利用地を暫定的に活用し、高齢者の健康・生きがい・つながり・居場所づくりに資する「コミュニティ菜園」を複数の場所で開設。②その運営はプロポーザル型の公募によるソーシャル・ビジネスが担うが、そこに集まる高齢者たちをリードする菜園コーディネーターを養成する意味で、一定の人件費補助を行う。

→**H24年度内に調査・検討し、H25年度から実施する。**

(1-5)総合評価一般競争入札による就労拡大 (西成区内に関わるビルメンテナンスや清掃等の大阪市の総合評価一般競争入札について、生活保護受給者の雇用者数、野宿生活者の雇用者数に相当の点数を与える特例制度とする)。

→**H25年度内に検討を行い、H26年度から実施。**

## <2.地域内の福祉の課題、社会的資源の活用>

(2-1) ワンストップ型「あいりん地域トータルケア・システム」の構築（あいりん地域には実に多様な支援団体・施設、公的機関等が集積している。各団体はそれぞれ一生懸命であるが、実態としてバラバラに動いており、就労・福祉・医療・居場所づくり等のワンストップ型支援を行う窓口、コーディネート体制の構築が望まれる。あいりん総合センター内にそのようなワンストップ窓口を官民協力で設立する。すなわち、あいりん総合センターの中に、「あいりん地域内の社会福祉法人やNPO法人の相談窓口+西成福祉または市更相+労働福祉センター等」からなる試験的な総合相談窓口を設置し、その試験運用を経て課題の検討を行い、本格実施に移行する。厚生労働省が現在進めている生活支援戦略において、「総合相談支援センター」として一定の国の補助金制度が創設される可能性もあるのでその動向を注視する必要がある）。

→H24年度内に、関係機関の間で検討の場を設けて検討を行い、生活支援戦略の動向を踏まえながらH25年度から試験的に実施。その評価を経た上で、問題が無ければH26年度から本格実施。

(2-2)野宿生活者や高齢日雇い労働者、高齢単身の生活保護受給者の支援に対する「ケア・支援に関する費用補助または委託制度」の設立および生活保護の自立支援プログラムの実施（①サポーターハウスや優良な福祉マンション、優良な介護事業者、社会福祉振興助成事業を使って様々な医療関係の支援者等が行っている服薬管理、金銭管理、日常生活支援、仲間づくり・居場所づくり、入院の付き添いや見舞い、退院支援、健康相談会実施、介護施設・病院等との連絡調整について、明示的にその人件費等を補助または委託する制度を設立。②野宿生活者や入院者、一般アパートに入居している生活保護の人々を支援する団体についても、同様のサービスを行っている場合には、この補助または委託制度を利用できるものとする。③アパート等への転宅後のアフターフォローについても、救護施設の制度を参考に一定の補助または委託制度を創設する。④生活保護受給者に対するサービスについては、日常生活自立を目的とした自立支援プログラム（セーフティネット対策補助金）活用の可能性も検討する。⑤(3-4)の医療扶助による入院患者への退院支援・権利擁護事業と重なる部分については調整する、⑥(2-3)も含めて、まずは専門家による検討会を設け、具体的な制度設計を検討する。ただし、金銭管理や服薬管理、医療機関への付き添い等の制度設計が容易な部分については、早急かつ試験的に補助制度を開始し、検討会での議論に資する材料にする）。

→H24年度内に検討を行い、H25年度から金銭管理と服薬管理に関する補助または委託制度については試験的に実施する。H25年度には検討会を設けて、具体的・包括的な制度設計について調査・研究を行い検討する。その評価を経たうえで、H26年度から本格実施。

(2-3)住宅扶助費の見直し（生活保護受給者が利用している福祉マンションやアパートなどの住宅について、居住環境に応じた住宅扶助の上限設定制度をガイドラインや条例の形で導入し、貧困ビジネスを防ぐとともに住宅扶助費の適正化、居住環境の向上を図る。ただし、東京都の自立援助ホームのように、ケア・支援や共用スペースを考慮して住宅扶助費を増減するという考え方もあるので、そのやり方の詳細は今後検討する）。

→H25年度内に上記(2-3)の「ケア・支援に関する費用補助または委託制度」の運営状況も踏まえた調査・検討を検討会を設けて実施し、問題が無ければH26年度から実施。

(2-4)夜間緊急避難所の建て替えと居場所づくり（夜間シェルターの建て替えや規模縮小について検討するとともに、高齢日雇い労働者や野宿生活者の居場所として活用するスペースを作る）。

→H24年度内に検討し、H25年度から北または南シェルターの建て替えと居場所づくりに着手。もう一方のシェルターについてはH25年度に検討を行い、どのようにすべきかH25年度内に結論を得る。

(2-5)南港の越年対策事業の廃止とあいりん地域での事業開始（南港越年対策事業については廃止し、シェルターやケアセン、一部の簡易宿泊所を利用し、また、食事や入浴についてもあいりん地域の資源を活用して効率化を進める）

→シェルターの建て替えを考慮しながら、H24年度中に地元住民・関係団体と調整、H25年の越年対策事業から着手する。

### <3.医療問題・結核対策>

(3-1)生活保護受給を拒否する野宿生活者を中心とする結核患者に対する生活費・住居提供を含めた総合的結核対策、民間支援者と協働した患者ベースの管理システムの構築

→H24年度内に調査・検討を行い、H25年度から実施。

(3-2)ワンストップの意思決定・対処ができる結核対策センターの設置

→H25年度内に調査・検討を行い、H26年度から実施。

(3-3)医療相談室の設置（薬剤師や看護師を配置し、生活保護受給者の受診先や転院先の相談に乗り、医療券の発行も行う。薬の多さなどの相談や、違法薬物への依存の相談にも乗る。西成区役所内だけではなく、対象者の多いあいりん地域へも相談窓口を設置する。当面は市更相の1室で行うことも考えられる）

→H24年度内に検討を行い、H25年度から実施。

(3-4)医療扶助による入院患者への退院支援・権利擁護事業（精神科を含む病棟への巡回相談や個別の支援を行い、患者の権利擁護と医療扶助費の抑制を図る。既に社会福祉振興助成事業等を活用して健康相談・見守り支援・お見舞い支援・居場所づくり等で様々な支援団体が実績を上げているので、そうした支援団体等に事業を委託する。退院支援は自立支援プログラムによる事業として実施可能と考えられる。緊急入院保護業務センターの扱っている入院患者も対象にするのが望ましい。(2-2)の「ケア・支援に関する費用補助または委託制度」と重なる部分は調整する)

→H24年度内に検討を行い、H25年度から試験的に実施。H26年度から本格実施

(3-5)医療扶助の実態分析、指導監督の強化、診療方針の個別協議（統計資料と電子レセプトを、医療経済に詳しい専門家の協力も得て分析し、個別の医療機関の診療や請求の特徴を明らかにする。問題のある医療機関を洗い出して個別指導や調査を行う。指導や調査とは別に、診療方針に気になる点のある患者をピックアップしたうえで、区で依頼した医師が医療機関に出向き、行政権限の発動ではない形で、今後の診療方針について協議する。以上はいずれも入院・外来・往診とも対象にするが、特に入院に重点を置く。介護についても、医療と合わせた統計分析を行い、介護施設、介護事業所に対する指導に資するようにする）

→H24年度内に検討を行い、H25年度から実施

(3-6)医療扶助の各改革（通院医療機関等確認制度、医療機関の指定制）の運営状況についての定期的な評価報告と情報公開

→H24年度内から早急に実施。

(3-7)地域における拠点病院については、無料低額診療事業や結核対策拠点等の機能を備えながらも、一般の区民も利用可能な病院として運営できる方策を検討、実施する。

→市政改革の動向を踏まえて検討を行い、早急に実施する。

## <4.治安対策・不法投棄、公園テント・小屋掛けの平和的解決>

(4-1)あいりん地域内の公園・道路に対する不法投棄対策（市の関係各局と地元住民、地元関係者とともにもまずは調査を実施し、その後、対策事業を展開する。対策としては、既に触れた特掃のメニュー拡大や生活保護受給者の就労の場としても活用する）

→H24 年度内に市の関係各局と地域関係者によるタスクフォースを設置し、調査を開始。  
H25 年度から、対策事業を実施する。

(4-2)花園公園の野宿生活者に対する平和的な解決

→H24 年度内にタスクフォースを設置し、民間支援団体の協力を得ながら、花園公園内の調査・個別相談・巡回相談を実施する。他の公園の対策に広げて行く試験的ケースとして、H24 年度内から早急に実施する。

(4-3)三角公園・四角公園・西成公園等の野宿生活者に対する平和的な解決

→H25 年度内にタスクフォースを設置し、民間支援団体の協力を得ながら、調査・個別相談・巡回相談を実施する。準備が整えば、H24 年度内から実施することが望ましい。

(4-4)司法当局と地元住民が協力した防犯カメラの設置（刑事事犯・薬物事犯・不法投棄などの監視を主目的に、解像度の高いカメラを設置する。その費用は市の予算で賄う）

→H24 年度に検討を行い、25 年度から会議を設置して段階的に実施する。

(4-5)防犯のために大量の LED 照明の街灯を新たに設置し、あいりん地域を中心にまちを明るく照らしたす

→H24 年度に検討を行い、25 年度から会議を設置して段階的に実施する。

(4-6)青パトを利用した煩瑣な巡視

→H24 年度に検討を行い、25 年度から段階的に実施する。

## Ⅱ. 将来に向けた中長期的な対策

### <5.子育て施策、子育て世帯の呼び込み策>

#### (子育て世帯の呼び込み策)

(5-1)保育バウチャー等による保育料の無料化もしくは大幅減免（バウチャーは通常の保育料のほか、延長保育料、休日保育料、病児・病後児保育、幼稚園の預かり保育にも用いることができるものとする。また、一定の質を満たす（質については例えば東京都の認証保育所を参考として検討するが、新しい認証制度を作ることは、大阪市全体の施策の中で行う）認可外保育所、認定子ども園、預かり保育のある幼稚園についても、バウチャーを用いることができるものとする）。

→H24 年度内に検討を行い、H25 年度から実施。

(5-2)保育所の民営化、認定子ども園の設置、法律で認められているにも関わらず実施していない認可保育所への株式会社の参入

→市政改革の動向を踏まえて段階的に実施。

(5-3)子育て世帯向けの住宅供給、子育て世帯向け住宅改修に対する補助金創設。

→H25 年度に専門家・有識者を含めた検討会を設立して具体案を調査・検討し、H26 年度から実施。

(5-4)子育て世帯向けの住宅供給等に用途を限った未利用地の売却（民間ディベロッパー等に対して、プロポーザル型の公募入札をする形も検討する。周辺環境整備（公園、緑地）や保育施設、こどもの居場所づくり、共有スペース確保など、西成特区の方針に沿った企画案を提出し、審査する。一部、子育て世帯向けだけではなく、高齢者向けの住宅や高齢者向けの施設を含むものがある場合も良い。（8-3）の施策とも重なることから、専門家による検討会や、エリアマネジメント協議会等の協議会を設立して検討・実施する）

→H25 年度内に専門家・有識者による検討会や、地元住民・関係者を含めたエリアマネジメント協議会等の協議会を設立して調査・検討を行い、地元住民・関係者との十分な調整を行った上で、H26 年度から段階的に着手。エリアマネジメント協議会等に資する調査については、H25 年度から着手する。

(5-5)産科を持つ病院の誘致、もしくは産科の分院や助産院の西成区内への誘致

→大阪市の市民病院の運営計画や子育て世帯の流入状況を踏まえて、なるべく早く実施。



(5-6)子育て世帯に対する市税の優遇

→H25年度に具体案を調査・検討し、問題がないようであれば、H26年度から実施。

(貧困等の課題の多い子育て世帯への支援策、底上げ策)

(5-7) 各保育所、各小中学校を担当するスクール・ソーシャルワーカー (SW) を配置。

→H24年度内に検討を行い、H25年度から段階的に実施。

(5-8)子ども版(親子版)地域包括支援センターの整備(①西成区役所の中に、子育て支援室をヘッドとして、生活保護担当者、保健師、子ども相談センター、教育委員会、ひとり親家庭自立支援、身体・知的障がい者専門、精神障がい専門、各保育所のファミリーSW、各小中学校SWを構成員とする「子育て支援チーム」を作り、要対協・ケース会議のネットワーク機能を強化するとともに、子育て支援の実行部隊を指揮・命令する組織とする。②「子育て支援チーム」の指示によって実際に家庭訪問等の形で動ける民間組織を支援する。③既にあるわがまち西成子育てネットや民間組織を継続・拡大するために、場所や人的な支援を行う)

→H24年度内に検討を行い、H25年度から実施。

(5-9) 自立援助ホーム(児童自立生活援助事業:児童福祉法第6条の3第1項。国の補助金を活用した事業である)を設置する。

→H24年度内に調査・検討を行い、公募を行った上で、H25年度から実施。

(5-10)区内の子どもの家事業者の調査と支援のあり方の検討(市政改革で検討されている子どもの家事業の留守家庭事業への移行については、西成区で行われている事業の実情を調査し、留守家庭事業や他の事業、西成区で実施されている特別対策事業で補えないものについて、ユーザー側へのサポートの観点から、その支援のあり方を検討する必要がある)。

→市政改革の動向を踏まえた上で、H24年度、H25年度に調査・検討を行い、その支援や事業化のあり方を検討する。

## <6.教育施策>

(6-1)大学分校（学部や大学院）の誘致（①市の未利用地等を活用する。②土地を定期借地等で提供することを条件に、プロポーザル型の公募入札による誘致を検討する。③まずは専門家・有識者・関係者、関係行政機関と関係区による検討会を設立して、調査検討する）。

→H25年度に専門家・有識者・関係者・関係行政機関を含めた検討会を設立して具体案を調査・検討し、H26年度から段階的に実施。

(6-2)大規模留学生会館の設置（①大規模国際交流会館の建設・運営を行う民間ディベロッパー等に、区内の未利用地を定期借地権等によって提供し、プロポーザル型の公募入札を行う形を検討する。②その敷地内で、留学生の就学・就労・生活支援を行う相談室を設置するとともに、各大学への情報提供などを行う行政サービスを実施する（国際交流センター等への民間委託も考えられる）。③コアとなる大規模国際交流会館だけではなく、周辺の学生用住宅に対する一定の家賃補助も検討する）

→H25年度に専門家・有識者を含めた検討会を設立して具体案を調査・検討し、H26年度から実施。

(6-3)学習塾バウチャーの拡充（①就学援助家庭に対しては金額の上増し、②市民税非課税世帯等の低所得世帯についても一定額のバウチャーを配布する、③居場所づくり等にも活用可能とすることを検討、④学習塾バウチャーを使える事業者には、(6-4)の小中学校の空き教室を利用した補習塾等の運営も認める）

→H25年度に現状の制度を評価し、その検討を経た上で問題がなければ、H26年度から実施。

(6-4)西成版補習夜スぺの実施（中学校だけではなく、小学校高学年についても、放課後の空き教室を利用した学習塾・補習塾・文化教室への開放を認める。特に、ニーズの高い補習塾について、各学校とも相談の上で推進する。また、休日のグラウンド、体育館を活用したスポーツ教室にも開放する。学習塾バウチャーとの相乗効果を狙うが、対象は学習塾バウチャーの対象者だけではなく、全ての学生である）。

→H24年度内に検討を行い、H25年度から実施。

(6-5)セレッソ、大フィルを活用した西成区小中学校の教育の特徴づくり（それに伴い、活動費として一定の補助を実施する）。

→H24年度内に検討を行い、H25年度から段階的に実施。

(6-6)今宮中学校区の小学校統合については、通学路確保の問題を短期集中的に解決（①司法当局と関係各局、地域住民、支援者等が入った通学路問題解決のタスクフォースを設置する、②単身高齢の生活保護受給者や特掃利用者等の仕事づくりの一環として、通学路の見守りを行う、③通学路への監視カメラの設置、④花園公園等の各公園のテント居住者への調査・個別相談と生活支援・居宅支援を行ったうえで、本人の希望を満たす形での移動を促す、⑤道路・公園におけるごみの不法投棄問題を解決する）。

→H24年度内に関係各局、地元住民、地元支援団体、専門家、市の各局及び司法当局等からなるタスクフォースを設置する。花園公園等の各公園の調査・個別相談も民間支援団体等の協力を得ながら、H24年度内から早急かつ段階的に実施する。

(6-7)生活力をつけることを目標とした小中学校統合の新学習プログラムの検討と実施

→平成26年度までに検討・プログラム化をして、平成27年度から実施

## ＜7.観光・国際観光振興、アート振興策＞

(7-1)国際ゲストハウスエリアのゾーニング（①バックパッカー向けのビジネスホテルが立ち並ぶ太子1丁目のエリアをゾーニングし、国際ゲストハウスに転換する簡易宿泊所に対して、改装費などを少額補助することで立地誘導を試みる、②建て替えを促すため、簡易宿泊所関係の府市の条例の緩和・改正を検討）

→H25年度内に専門家等からなる検討会を設けて調査・検討(7-1、7-2、7-3の課題を包括的に検討する)を行い、問題が無ければH26年度から段階的に実施。

(7-2)国際ゲストハウスエリアや鉄道事業者を中心とした外国語看板の設置、国内外の観光客・宿泊客向けに各国語によるホームページの開設・パンフレットの作成

→H24年度内に専門家等からなる検討会(7-1、7-2、7-3の課題を包括的に検討する)を設けて調査・検討を行い、官民共同（官については、府と市の関係各局）のタスクフォースを作り、H25年度に実施。

(7-3)屋台村構想（南海高架下、堺筋等において、台湾やタイをモデルにした夜市（Night Market）を展開。まず、夜市創設を議論する組織を作り、夜市の適所の選定を行い、ハード・ソフト面での条例整備を検討し、夜市開設そのものをイベント化して広告効果と集客効果を目論む戦略立案を行う。まずは、イベントとして期間を限定した夜市を試験実施し、関係各所の調整を経たうえで、本格的に実施する）

→H25年度内に専門家等からなる検討会を設けて調査・検討を行い(7-1、7-2、7-3の課題を包括的に検討する)H25年度に徹底的に実現可能性を検討し創設戦略を練り上げ、夜市空間を創出するための法整備とインフラ整備を行い、並行して夜市創設そのものをイベント化した期間限定の試験実施を行う。問題が無ければ、H26年度から本格実施。

(7-4)南海天王寺線の廃線跡でLRT復活

→市全体のグランドデザインの中で、LRT構想が動き出すのであれば、実施を検討。

(7-5)バスターミナル設置

→市全体の交通に関する施策を策定する中で、西成区へのバスターミナルの誘致を検討。

(7-6)西成ライブエンターテイメント祭の開催

→H24年度内に試験的に実施し、H25年度から実施。

(7-7)ニシナリ（あいりん）・国際アートフェスティバルの開催

→H24年度内に検討を行い、H25年度から実施。

(7-8)西成の観光案内のスペシャリストを養成（アーティストの雇用対策の一つとしても機能させる。（(7-10)の西成情報・アーカイブネット（館）が研修・育成を実施することも検討）

→H25年度内に調査・検討を行い、段階的に着手。

(7-9)歴史的観光遺産の整備と資源化((7-10)の西成情報・アーカイブネット（館）が実施することも検討)

→H25年度内に調査・検討を行い、H26年度から段階的に着手。

(7-10)西成情報・アーカイブネット（館）の設置（西成特区推進のための様々な調査機能を担うため、一定の人件費と場所の提供。大学との共同運営の可能性を探る）

→H24年度内に未利用地を中心に候補となる市の施設を検討し、H25年度から段階的に着手。

(7-11)芸術家に対する商店会の借り上げ店舗、芸術家の居住スペースを提供

→H25年度内に調査・検討を行い、段階的に着手。

(7-12)アートスペースの設置（音楽・演劇・美術などの振興には、発表場所と練習できる場所が必要。大規模な施設ではなく、小規模なホールと練習場、ギャラリーを設ける。）

→H24年度内に未利用地を中心に候補となる市の施設を検討し、H25年度から段階的に着手。

(7-13)イメージアップ戦略の継続と拡大

→上記の各施策に合わせて、広報・宣伝活動を行う。

### Ⅲ. 将来のための投資プロジェクトや大規模事業

#### <8. あいりん総合センターの今後のあり方、日雇労働市場の今後のあり方、新今宮駅前再開発のあり方、未利用地の戦略的活用、ハウジングとまちづくり>

##### (8-1)あいりん総合センターの今後のあり方

→西成特区構想有識者座談会の報告書を踏まえた上で、国・府・市の関係各局及び専門家・有識者から成る検討会議を H25 年度内に設置する。日雇労働市場の今後のあり方についても同検討会議において検討する。また、地元住民・関係者や専門家・有識者、行政を含めた「エリアマネジメント協議会」等の協議会を立ち上げ、十分に地元の意見を汲み取って調整した上で、H25 年度内に結論を得、段階的に着手する。検討会議やエリアマネジメント協議会等に資する調査については、H25 年度から着手する。

##### (8-2)新今宮駅の再開発（基本的に、行政が取りまとめ・コーディネーター役を行った上で、民間主体、民間資金を中心とした再開発とすべき）

→西成特区構想有識者座談会の報告書を踏まえた上で、H25 年度内に専門家・有識者・地元住民・関係者・事業者を含めたエリアマネジメント協議会等の協議会を設立して調査・検討を行い、H25 年度内に結論を得る。その後、地元住民・関係者との十分な調整を行った上で、段階的に着手。エリアマネジメント協議会等に資する調査については、H25 年度から着手する。

##### (8-3)市の未利用地の戦略的な活用（住宅政策、都市計画のみならず、「関西イノベーション国際戦略総合特区」等との連携も視野にした工業施設の誘致も含む）および、ハウジングとまちづくり（あいりん地域の超高密度居住地域の改善とコレクティブタウン化、密集住宅市街地整備、子育て世帯流入を目的とした住宅整備、良質な住宅ストックの供給や既存ストックの転換、防災対策等）

→H25 年度内に専門家・有識者・地元住民・関係者を含めたエリアマネジメント協議会等の協議会を設立して調査・検討を行い、地元住民・関係者との十分な調整を行った上で、H26 年度から段階的に着手。エリアマネジメント協議会等に資する調査については、H25 年度から着手する。